

【資料1】民法等の一部を改正する法律の概要

出典 上記概要から一部抜粋 (法務省ウェブサイト)

民法等の一部を改正する法律の概要		令和7年12月 法務省民事局
【背景・課題】 <ul style="list-style-type: none">・ 父母・祖父母が子の養育に与える深刻な影響、子の養育の在り方の多様化、・ 親族での養育費・親子交流は取決まりも履行も出遅、・ 離婚後も、父母双方が適切な形で子を養育する責任を果たすことが必要	【検討の経緯】 <ul style="list-style-type: none">令和3年2月 法務大臣から法制審議会へ諮問令和6年2月 法制審議会が法務大臣に答申令和6年3月 法律案閣議決定令和6年5月 成立・公布令和6年4月1日施行	
第1 親の負担等に関する規律を新設 <ul style="list-style-type: none">○ 婚姻関係の有無にかかわらず父母が子に対して負う負担を明確化 民法817の12○ 子の心身の健全な発達を図るための介入を明確化する。父母が互いに協力し、協力する(こと等)○ 親権が子の利益のために行使されなければならないものであることを明確化 民法818等		
第2 親権・監護等に関する規律の見直し <ul style="list-style-type: none">1 離婚後の親権者に関する規律を見直し 民法819等<ul style="list-style-type: none">○ 協議離婚の際は、父母の協議により父母双方又は一方を親権者と指定することができる。○ 協議が実質的にない場合、裁判所は、子の利益の観点から、父母双方又は一方を親権者と指定する。→ 父母双方を親権者とすることで子の利益を守る場合には単独親権としなければならない。例：子への虐待のおそれがあるケース ※ 虐待やDVは身体的なものに限らないDVのおそれや協議が実質的にない親権者の意向を尊重し、親権の共同行使が困難なケース2 婚姻中を含めた親権行使に関する規律を整備 民法840等<ul style="list-style-type: none">○ 父母双方が親権者であるときは共同行使することとしつつ、親権の単独行使が可能となる場合を明確化(子の利益のため急迫の事情があるとき(DV・虐待からの避難、緊急の場合の医療等))○ 監護及び教育に関する日常の行為(子の身辺の監護等)○ 父母の意見対立を調整するための裁判手続を新設3 監護の分掌に関する規律や、監護者の権利義務に関する規律を整備 民法766、824の3等		
第3 養育費の履行確保に向けた見直し <ul style="list-style-type: none">○ 養育費債権に優先権(先取特権)を付与(債務名義がなくても差押え可能に) 民法306、308の2等○ 法定養育費制度を導入(父母の協議等による取決めがない場合にも、養育費請求が可能に) 民法766の3等○ 執行手続の負担軽減策(ワンストップ化)や、収入情報の開示命令などの裁判手続の規律を整備 民執法167の17、人訴法34の3、家手法152の2等		
第4 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し <ul style="list-style-type: none">○ 審判・調停前等の親子交流の試行的実施に関する規律を整備 人訴法34の4、家手法152の3等○ 婚姻中別居の場面における親子交流に関する規律を整備 民法817の13等○ 父母以外の親族(祖父母等)と子との交流に関する規律を整備 民法766の2等		
第5 その他の見直し <ul style="list-style-type: none">○ 親子縁絶後の親権者に関する規律の明確化、親子縁絶の代諾等に関する規律を整備 民法797、818等○ 財産分与の請求期間を2年から5年に伸ばし、争点整理を明確化 民法769等(婚姻中の財産取得・維持に対する寄与の割合を原則2分の1ずつ)○ 夫婦間の契約の取消権、裁判離婚の原因等の見直し 民法754、770		

第3 養育費の履行確保に向けた見直し

民法306、308の2等

- 養育費債権に優先権(先取特権)を付与(債務名義がなくても差押え可能に)
- 法定養育費制度を導入(父母の協議等による取決めがない場合にも、養育費請求が可能に)
- 執行手続の負担軽減策(ワンストップ化)や、収入情報の開示命令などの裁判手続の規律を整備

民執法167の17、人訴法34の3、家手法152の2等

第4 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し

- 審判・調停前等の親子交流の試行的実施に関する規律を整備 人訴法34の4、家手法152の3等
- 婚姻中別居の場面における親子交流に関する規律を整備 民法817の13等
- 父母以外の親族(祖父母等)と子との交流に関する規律を整備 民法766の2等

<https://www.moj.go.jp/content/001452583.pdf>



※赤色の枠線及び①～③のナンバリングは川久保皆実議員による。

出典

上記概要から一部抜粋
(こども家庭庁ウェブサイト)

令和8年度予算案の概要
(事業別の資料集)

こども家庭庁
こども家庭庁

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/88749a20-e454-4a5b-9da8-3a32e1788a23/b7a315b7/20260126_policies_budget_95.pdf



こども家庭庁

離婚前後家庭支援事業(養育費確保等支援パッケージ) 拡充

支援局 家庭福祉課

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度予算案 203億円の内数(180億円の内数)

事業の目的

- 離婚前後の家庭に対して、離婚が子どもに与える影響、離婚後の生活や養育費・親子交流の取決めについて考える機会を提供するため、親支援講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資する取組を実施する。

事業の概要

(1) 相談員の配置

親子交流支援員を含めた相談員の配置

(2) 親支援講座

- ・親支援講座 養育費や親子交流の取決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ・情報提供 親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

(3) 養育費・親子交流の履行確保に資する取組

- ① 離婚前段階からの支援体制強化
別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画作成等を行う。
- ② 戸籍・住民担当部局との連携強化
戸籍・住民担当部局に相談員を配置し、ひとり親担当部局と連携を図る。
- ③ 弁護士等による個別相談支援
弁護士等を配置し、養育費や親子交流に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。
- ④ 養育費等の取決めに係る費用補助
・公正証書等による債務名義の作成支援
公正証書等による債務名義を作成するための費用支援を行う。
・戸籍謄本等の書類取得補助
調停申立てや、裁判に要する添付書類の取得などの費用支援を行う。
・ADRの活用支援
裁判外紛争解決手続き(ADR)を利用した調停に係る費用支援を行う。

⑤ 養育費の履行確保に係る費用補助 «拡充»

- ・保証契約支援
保証会社と養育費保証契約を締結するための費用支援を行う。
- ① 養育費受取に係る手続費用の補助
民事執行手続の申立てに係る費用支援を行う。
- ② 養育費受取に係る弁護士費用の活用
養育費の受取に係る弁護士費用の支援(受取開始後1年間分)を行う。

⑥ 同行支援

養育費や親子交流の取決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を行う。

③ ⑦ 親子交流支援

支援計画を作成し、親子交流当日の子どもの引取り、相手方への引渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施

(4) 相談者の状況やニーズに応じた支援

- ①離婚前後のカウンセリング支援(心理担当職員配置)
- ②外国語に対応した親支援講座・ガイダンス(通訳の配置、ICT機器活用等)
- ③託児サービス
- ④夜間・休日対応
- ⑤SNSによる相談対応

(5) 先駆的な取組

(1)～(4)のほか、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資するものとして先駆的な取組による支援を行う。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市(特別区を含む)、福祉事務所設置町村 ※民間団体への委託可	【補助単価】1自治体当たり	39,939千円(3事業以上実施の場合)	
		24,000千円(2事業実施の場合)	
【補助率】国: 1/2、都道府県・市・福祉事務所設置町村: 1/2		12,000千円(1事業実施の場合)	100

【資料3】不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について(通知)

川久保皆実議員
令和7年定例会令和8年2月定例会議
一般質問資料

※下線は川久保皆実議員による。

出典

上記通知から一部抜粋
(文部科学省ウェブサイト)

○「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について(通知)」令和6年8月29日

6文科初第1126号
令和6年8月29日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長
望月 禎
(公印省略)

不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について(通知)

不登校児童生徒の中には、教育支援センター等の公的機関やフリースクール等の民間施設等の学校外の機関(以下、「学校外の機関」という。)や自宅等において懸命に学習を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として積極的に評価していくことが重要です。こうした観点から、これまで「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月25日付け文部科学省初等中等教育局長通知(以下、「令和元年通知」という。))において、我が国の義務教育制度を前提としつつ、不登校児童生徒の欠席中の学習成果に対して学習評価を適切に実施し、その結果を不登校児童生徒に積極的に伝えることの意義等について周知を行ってきたところです。

現在、義務教育段階の不登校児童生徒の数は10年連続で増加しており、特に令和3年度、令和4年度には2年連続で20万人を超えて過去最多を更新しています。他方、学校外の機関等で相談・指導等を受けたり、自宅においてICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いされる児童生徒の数も増加傾向にあります。

また、令和5年3月に取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(cocoLOプラン)」(令和5年3月31日文部科学大臣決定)においては、不登校児童生徒が教育支援センターや自宅等で行った学習の成果が成績に反映されるようにすることとしており、「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)においても、教室外の学習成果の成績反映を促すための法令上の措置を行うこととしております。

これらを踏まえ、今般、不登校児童生徒の努力の成果の適切な評価を促進するため、学校教育法施行規則の一部を改正する省令(令和6年文部科学省令第24号。以下「本省令」という。)及び不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に反映する場合を定める告示(令和6年文部科学省告示第127号。以下「本

https://www.mext.go.jp/a_mnu/shotou/seitoshidou/1422155_00002.htm



【資料3】 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について(通知)

※下線・枠線は川久保皆実議員による。

出典

上記通知から一部抜粋
(文部科学省ウェブサイト)



2. 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に反映する場合を定める告示(文部科学大臣が定める要件)の概要及び趣旨について

不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に反映する際に満たすべき文部科学大臣が定める要件として、以下の第1号から第3号を全て満たしている必要があること。

- 1 第1号の概要及び趣旨について
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校小学部・中学部(以下、「学校」という。)は成績評価を行うに当たり、不登校児童生徒の学習の計画・内容が不登校児童生徒の在籍する学校の教育課程に照らし適切と認められるか確認を行う必要があること。
- 2 第2号の概要及び趣旨について
学校外の機関や自宅等では、保護者、教育支援センター等の公的機関や民間団体等の職員(以下、「保護者等」という。)が不登校児童生徒の学習状況等の把握や相談・指導を行う役割を担う場合もあることから、学校と保護者等の間に十分な連携協力体制が保たれるとともに、学校が保護者等を通じて当該児童生徒の学習活動の状況等について、定期的・継続的に把握する必要があること。
- 3 第3号の概要及び趣旨について
学校として不登校児童生徒を支援していくにあたっては、保護者等を通じて当該児童生徒の学習活動の状況等を把握するのみならず、学校が、不登校児童生徒本人と直接関わりを継続することが重要であること。
そのため、学校は訪問による対面指導やICTを活用したオンラインでの相談・指導等を通じて、不登校児童生徒本人の学習活動の状況等について、定期的・継続的に把握するとともに、不登校児童生徒との間に適切な関わりを維持できるよう努める必要があること。
その際、学校が当該児童生徒の学習活動の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。

https://www.mext.go.jp/a_menushotou/seitoshidou/1422155_00002.htm



【資料4】市長公約事業のロードマップ 2024-2028

※枠線は川久保皆実議員による。

出典 上記ロードマップから
一部抜粋
(つくば市ウェブサイト)



https://www.city.tsukuba.lg.jp/material/files/group/15/R7_1_roadmap2024-2028.pdf



公約番号	84	公約事業名称	複合機能を持つ新たな図書館の整備検討				担当部課	教育局中央図書館			
内容	長年、市民に親しまれてきた中央図書館は、人口増加やニーズの変化を受け手狭になってきたため、現在のつくばに相応しい水準と規模を持つ新たな図書館について、建設事業に関する情報収集のための先進地視察を行うとともに、有識者や市民との対話の場となる懇話会を立ち上げ、市民ニーズの適正な把握を行う。同時に、他の公共施設との機能の集約について、庁内連携を図る。										
重要業績評価指標 (KPI)	—				現状値 (2023年度末)	—					
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度					
	目標値	—	—	—	—	—					
	実績値	—	—	—	—	—					
実施内容 [凡例] 計画 実績	先進事例調査・視察	←————→									
	市民アンケート	←————→									
	庁内連携	←————→									
	基本構想の策定					←————→					
	基本計画の策定							←————→			
	基本設計の実施									←————→	
事業費見込み (千円)		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
		400	—	—	—	—	—	—	—	—	—
備考	・現行の中央図書館は2024年6月で開館から34年が経過し、老朽化している。 ・図書館の資料数や専有面積（延床面積）は本市の人口規模・増加率に見合わず、同規模他市と比較すると十分でない状況である。 ・つくば市議会提言書（2023年度）においても、本市に相応しい新図書館建設に向けた構想の検討を行うべきとの所感が出されている。										

※下線は川久保皆実議員による。

出典 つくば市ウェブサイト
から一部抜粋



<https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/seisakuiinnovationbusmartcitysenryaku/gyomuannai/1/18462.html>



令和7年度 自動運転バスの実証実験

実証概要

つくば市は、筑波大学、関東鉄道株式会社、KDDI株式会社と連携して、2025年11月21日から2026年1月23日まで、関東鉄道バス路線である「筑波大学循環」において、レベル2での自動運転バスの実証走行を実施します。

本実証はつくば市におけるレベル4自動運転バスの実装に向けた、社会受容性や安全性など必要な効果検証を行うものであり、つくば市における運転手不足や路線の廃止・減便などの公共交通の課題解決や維持・拡大に寄与し、2027年度のレベル4自動運転バスの実現を目指します。

※下線は川久保皆実議員による。

出典 明石市ウェブサイト から一部抜粋



https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/soudan.shitsu/kodomokyoiku/youikushien/menkaikouryu_support.html



対象者

こどもが明石市在住で中学3年生までの親子

※父母間で親子交流 (面会交流) の内容の取決めをしていただく必要があります。

※こども・父・母の同意を確認した上で、親子交流 (面会交流) の支援を始めます。

支援の内容

スタッフによる以下のサービスをご利用いただけます。

- 交流日程の連絡調整をサポート
こども・お父さん・お母さんが交流できる日程をスタッフが調整します。
- 交流当日のこどもの引き合わせ
交流当日、お父さん・お母さんには別々に待機していただき、お互いに顔を合わせることなくスタッフがこどもを引き合わせます。

費用

無料

出典 船橋市ウェブサイト から一部抜粋



<https://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/teate/003/01/p096067.html>



親子交流支援事業利用補助金について

1.対象者

親子交流（面会交流）の実施にあたり親子交流（面会交流）支援事業者を利用し、その利用料を支払った人で、以下の条件のいずれかに該当する人。

- (1) 市内に居住する、児童を養育するひとり親
- (2) 市内に居住する、児童の実父もしくは実母(※児童が市内に居住している必要はありません)
- (3) 市内に居住しておらず、市内に居住する児童の実父もしくは実母

2.補助額

親子交流（面会交流）支援事業者を利用し、支援を受ける際に発生した以下の費用。上限あり。

- (1)相談支援…親子交流（面会交流）を実施する前の事前相談等に要した利用料(上限7,000円)
- (2)親子交流（面会交流）実施支援…親子交流（面会交流）を実施する際の付添や児童受け渡しの立ち合い等に要した費用(上限30,000円)(同児童で申請できるのは年度中2回まで)

出典 上記ガイドラインから
一部抜粋
(荒川区ウェブサイト)



<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/documents/26422/gui-deline.pdf>



p.29



第4章 不登校児童・生徒の成績評価について

教員向け

○荒川区の不登校児童・生徒の成績評価について

荒川区では、文部科学省が令和6年8月29日付「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」で示したことを基に、不登校の児童・生徒の成績を積極的に評価するよう各校に伝えています。

不登校児童生徒の中には、教育支援センター等の公的機関やフリースクール等の民間施設等の学校外の機関(以下、「学校外の機関」という。)や自宅等において懸命に学習を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として積極的に評価していくことが重要です。こうした観点から、これまでも「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月25日付文部科学省初等中等教育局長通知)(以下、「令和元年通知」という。)において、我が国の義務教育制度を前提としつつ、不登校児童生徒の欠席中の学習成果に対して学習評価を適切に実施し、その結果を不登校児童生徒に積極的に伝えることの意義等について周知を行ってきたところです。

【令和6年8月29日付「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」(抜粋)
[文部科学省通知]より】

出典 上記ガイドラインから
一部抜粋
(荒川区ウェブサイト)



<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/documents/26422/gui-deline.pdf>



p.30

荒川区の小・中学校の場合

荒川区の不登校児童・生徒の中にも、学校以外の場で自分と向き合い、学習している子どもがいます。このような児童・生徒の努力を学校として積極的に評価していくことが重要だと考えています。荒川区の小・中学校では、原則、3つの要件を全て満たす場合には、学校の成績評価にも反映させることができます。

中学校の評価・評定においては、通知表・成績一覧表・高等学校等への調査書等に記載することから、学習指導要領の目標に準拠した客観性・信頼性を確保した評価となるよう十分に検討した上で可能な限り評価するとともに、評価の事前・事後において、いずれの保護者に対しても説明責任を果たすことが求められます。

【要件】

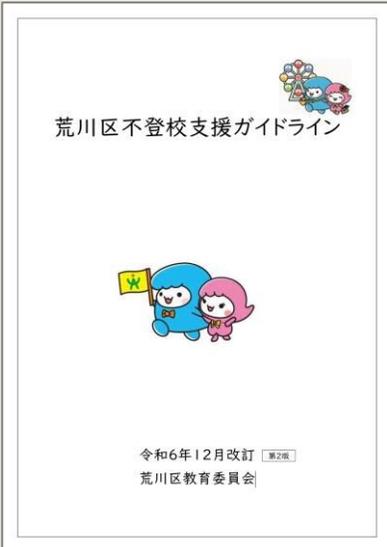
- ①不登校児童・生徒の在学する学校・所属学年の学習内容に合わせて学習を進めていると認められること。
- ②学校と保護者やフリースクール等の関係団体と学習の状況を確認することができ、学期に1回以上、かつ継続的に把握することができること。
- ③訪問やオンラインによる対面指導等、学校が不登校児童・生徒本人と直接的に関わりを継続し、「つながり」を維持することができること。

要件を満たしていない場合や要件は満たしていても十分な評価材料が揃わない場合には、通知表に一部の教科の評定や観点のみ評価したものを記載したり、所見欄等に学習状況を文章記述したりする等、不登校児童・生徒の努力を認め、価値付けるとともに、次年度以降の当該児童・生徒の学習に役立てることができるよう不登校児童・生徒に積極的に伝えていくことが大切です。

不登校児童・生徒の成績を評価するということは、一人ひとり様々な状況を抱えている不登校の児童・生徒の励みとなり、社会的自立に向けて前向きな気持ちで取り組めるようにするための教育活動です。そのため、要件はあくまでも原則ですので、成績の在り方について学校とご家庭で話し合い、連携を深めていくことが重要だと考えています。

出典

上記ガイドラインから
一部抜粋
(荒川区ウェブサイト)



p.35

④ 作品や提出物が成績の評価に入ります

成績の評価は定期考査のみではありません。課題の提出物やワークブック、学習プリント、作品等が成績評価の対象となります。成績については年度はじめの保護者会等で学校から説明があることが多いです。各教科でどのようなものが成績評価の対象となるのか確認しておきましょう。また、一定の条件の下、不登校の児童・生徒が学校外（適応指導教室、フリースクール、自宅等）で行った学習（デジタルドリルコンテンツ、授業の課題、学校で使用している教材等）を加味して、成績を評価することができます。学習課題や提出の方法等について学校と相談してみてください。

ただし、学校が積極的に評価・評定を付けようと考えていても、中学校の場合、評価・評定は通知表だけでなく成績一覧表や高等学校等への調査書等に記載するため、他のご家庭や高等学校等が納得できる客観性・信頼性を確保することが前提となっております。評定を行うにあたってどのような条件をクリアしなければならないのか、評定まで至らずとも、どのような評価であればお子さんの努力を認め励ますことにつながるのか、事前に学校とよく話し合い、学校と家庭でお子さんを応援できるよう連携していくことが大切です。

<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/documents/26422/guideline.pdf>

【取組例】



[オンライン授業に参加]

[学校学習の取組を
学校に提出]



[民間施設の
学習状況を
学校に報告]

[学校から出た課題を
家庭で取り組む]



【資料8】 在架図書の予約の可否についての調査結果

つくば市の近隣自治体(10自治体)及びつくば市と人口規模に近い県内自治体(水戸市・日立市)の公立図書館における在架図書の予約の可否について調査した結果は以下のとおりです。

<p>在架図書の予約</p> <p>可</p>	<p>土浦市、石岡市、桜川市、筑西市、常総市、 つくばみらい市、龍ヶ崎市、牛久市、阿見町、 水戸市、日立市</p>
<p>在架図書の予約</p> <p>不可</p>	<p>つくば市、下妻市</p>

※本資料は、令和8年1月に実施した各自治体への聞き取り調査をもとに川久保皆実議員が作成

※下線は川久保皆実議員による。

出典 上記タイトルの資料から
一部抜粋
(国土交通省ウェブサイト)

p.25

自動運転社会実装推進事業 2024FY

- ✓ 特定自動運行ルート上の発着地を塩尻駅及び塩尻市役所ロータリーに設定。同箇所における路上駐車により、特定自動運行が円滑に実施できない可能性有
- ✓ 広報や看板等による周知のほか、路上ペイントの道路インフラ整備により、路上駐車の減少をはかった



① 塩尻駅

- ◆ 特定自動発着地となる塩尻駅ロータリーに発着場所であることを明示するため、路面ペイントを実施



② 塩尻市役所ロータリー

- ◆ 市役所ロータリー右折侵入時、路側帯の存在により車道外側線で一時停止することを回避するため、車道外側線を削り、歩道側に巻き込むとともに、歩行者の安全を確保するため、歩道の延長上にペイントを実施



<https://www.mlit.go.jp/jutaku/kentiku/house/content/001979467.pdf>



※下線は川久保皆実議員による。

出典 上記タイトルの資料から
一部抜粋
(国土交通省ウェブサイト)

p.27

自動運転社会実装推進事業 2024FY

- ✓ 特定自動運行の実施にあたっては、走行ルート付近における地域住民の理解醸成が求められる
- ✓ 事業認知度向上と路上駐車を減少を図ることを目的に、回覧板等で2892戸に対してチラシを配布
- ✓ 路上駐車が多かった事業者に対しては個別に直接依頼した結果、特定自動運行中の路上駐車は皆減した



自動運転レベル4走行実証の実施について

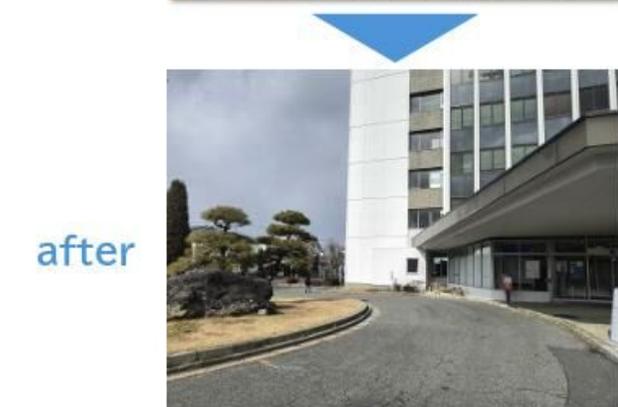
令和7年1月から2月にかけて、塩尻駅から塩尻市役所の自動運転レベル4走行実証を行う予定です。歩行者と一般車両が混在する一般道で、車両最大時速35kmでの走行による自動運転レベル4の取組は全国で2例目となる見込みです。近隣住民の皆さまには走行実証へのご理解ご協力いただきたく、よろしくお願いたします。

走行ルート 	運行日(テスト含む) 令和7年1月21日頃から2月7日まで上記期間外でもテスト走行を行う場合があります
その他 ・自動運転レベル4は場所や天候、速度などの特定条件の下、自動運転システムが主体となって車を制御し制御を行い、ドライバー一人による走行です。 ・今回は運行実証であり、ご試乗いただくことはできません。3月10日から行う試乗キャンペーンで試乗いただけます。	走行時間 11:00、13:30、14:00塩尻駅発

地域住民の皆様へ 実証期間中のお願い
 実証期間中の運行日、時間において走行ルート上への路上駐停車はできるだけ控えていただくようお願い致します。方が、走行へ支障となる車両がございましたら、お声がけさせていただく場合があります。

実施主体：一般財団法人塩尻市塩尻公社 実施企画：塩尻市先端産業振興室
 問合せ先：0263-50-7960(core塩尻内)

配布チラシ



<https://www.mlit.go.jp/jutaku/kentiku/house/content/001979467.pdf>

